

京都教育大学附属学校長選考規程

平成16年 4月 1日 制 定

平成27年 3月31日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、京都教育大学附属学校の校長及び園長（以下「附属学校長」という。）の選考に関して必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合に附属学校長の選考を行う。

- 一 附属学校長の任期が満了するとき。
- 二 附属学校長が辞任を申し出たとき。
- 三 附属学校長が欠員となったとき。

2 附属学校長の選考は、前項第一号に該当する場合においては、任期満了の1か月以前に、同項第二号又は第三号に該当する場合においては、速やかに行う。

(附属学校長候補適任者選定委員会)

第3条 学長は、附属学校長候補適任者を選定するため、附属学校長候補適任者選定委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 附属学校部長
- 二 各附属学校の副校園長
- 三 教授会構成員の互選により選出された教授7名。ただし、第2条第1項第一号及び第二号に該当する附属学校長を除く。

2 前項第三号の委員は、学長が委嘱する。

第5条 前条第1項第三号の委員の任期は、1年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 委員会に委員長を置き、附属学校部長をもってこれに充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

第7条 委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議により定める。

(附属学校長候補適任者の選定)

第8条 委員会は、教授会構成員の教授で学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（以下「規則」という。）第20条及び教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成元年文部省令第3号）附則第4項又は第5項に規定する校長の資格を有する者のうちから附属学校長候補適任者3名以内を選定する。

2 附属学校の運営上特に必要がある場合には、委員会は、教授会構成員の教授で規則第20条各号に掲げる資格を有する者と同等の資質を有すると認められる者を前項の附属学校長候補適任者として選定することができる。

(附属学校長の選考)

第9条 学長は、前条の規定により選定された附属学校長候補適任者のうちから、附属学校長を選考する。

(附属学校長の任期)

第10条 附属学校長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えないものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年9月22日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。